

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第33号

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則
香川県職員退職手当条例施行規則（平成18年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>附 則</p> <p>1 <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>条例附則第30項の規定により読み替えられた条例第3条第1項及び第4条第1項に規定する規則で定める額は、平成21年3月31日におけるその者の職務の級及び号給を、退職日に適用される職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の行政職給料表における職務の級及び号給とした場合に受けることとなる給料月額とする。ただし、平成21年3月31日におけるその者の給料月額を上限とする。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 略</p> <table border="1" data-bbox="197 997 1084 1342"> <tr> <td data-bbox="197 997 387 1262">第1号区分</td> <td data-bbox="387 997 1084 1262">(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1262 387 1342">第2号区分～ 第8号区分</td> <td data-bbox="387 1262 1084 1342">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	第1号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略	第2号区分～ 第8号区分	略	<p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="1182 997 2069 1342"> <tr> <td data-bbox="1182 997 1373 1262">第1号区分</td> <td data-bbox="1373 997 2069 1262">(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1262 1373 1342">第2号区分～ 第8号区分</td> <td data-bbox="1373 1262 2069 1342">略</td> </tr> </table> <p>2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての</p>	第1号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略	第2号区分～ 第8号区分	略
第1号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略								
第2号区分～ 第8号区分	略								
第1号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略								
第2号区分～ 第8号区分	略								

